

## 取引信用保険普通保険約款

### 用語の定義

普通保険約款および特約条項に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合は、それを優先します。

| 用語         | 定義                                                                                                                      |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商品         | 保険証券に記載された商品をいいます。保険証券記載の保険の対象契約が「サービスの提供」にかかるものである場合は、「商品」を「サービス」と読み替えます。                                              |
| 引渡し（引き渡した） | 商品またはサービスが債務者により受領されたことをいいます。                                                                                           |
| 主契約        | 保険証券に対象商品として記載された商品の提供を目的とする、被保険者と債務者との間で締結された契約をいいます。                                                                  |
| 代金債権       | 債務者に対する商品の引渡しにより、その対価として被保険者が取得した代金債権およびその支払いのために取得した手形上の請求権をいいます。                                                      |
| 債務者        | 主契約における被保険者の相手方であって、被保険者に対し主契約に基づく債務を有するものをいいます。                                                                        |
| 債務不履行      | 債務者が主契約で定められた弁済期日に代金債務を履行しないことをいい、弁済期日に支払うべき代金債務の一部しか履行しないことを含みます。また、弁済期日の延期を目的とした代金決済日の繰延べまたは手形の書換えを含みます。              |
| 猶予期間       | 債務不履行が生じた日以降に発生した代金債権についても保険の対象とする期間をいい、債務不履行が生じた日から保険証券に記載された月数を経過した日までの期間とします。                                        |
| 履行見込通知期間   | 債務の履行見込みを当会社へ通知するために定めた期間をいい、債務不履行が生じた日から保険証券に記載された月数を経過した日までの期間とします。                                                   |
| 保険事故発生判断期間 | 保険事故の発生を判断するために定めた期間をいい、債務不履行が生じた日から保険証券に記載された月数を経過した日までの期間とします。                                                        |
| 他の保険契約等    | 被保険者が代金債権の保全を目的として契約する保険契約または共済契約をいいます。なお、保証会社またはファクタリング会社と契約する保証契約またはファクタリング契約、債務者の役員またはその親族による保証等および被保険者が当会社に通知した債務者の |

|      |                                                                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 関係会社による保証等は含みません。                                                                                                                         |
| 告知事項 | 危険(*1)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの(*2)をいいます。<br>(*1) 危険とは、損害が発生する可能性をいいます。<br>(*2) 他の保険契約等に関する事実を含みます。 |

## 第1章 補償条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、主契約に基づき、債務者が被保険者に対して負担する債務が履行されないことによって被保険者が被る損害に対して、この約款に従い、保険金を支払います。
- （2）次のいずれかの場合において債務者が（1）の債務を履行しないときに保険事故が発生したものとします。
- ① 債務者に破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、または特別清算の開始の申立てがあったとき
  - ② 債務者が取引金融機関、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
  - ③ 債務者の財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたときまたは保全差押えとしての通知が発せられたとき
  - ④ 債務者の相続人の全員が相続の限定承認もしくは相続の放棄の申述をしたときまたは財産の分離の請求がなされたとき
  - ⑤ 債務者がその財産につき管理人を置かずにその住所または居所を去ったまま、保険事故発生判断期間を経過してもその債務者の生存が確かめられないとき
- （3）（2）に該当しない場合において、債務者が（1）の債務を履行しないまま保険事故発生判断期間が経過し、履行の見込みがないと当会社が判断したときにおいても、保険事故が発生したものとします。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者(\*1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
  - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(\*2)に基づく社会的または経済的混乱によって生じた損害

- ③ 地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的または経済的混乱によって生じた損害
- ④ 核燃料物質(\*3)もしくは核燃料物質(\*3)によって汚染された物(\*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故に基づく社会的または経済的混乱によって生じた損害
- ⑤ 被保険者が未成年者その他の制限行為能力者と主契約を締結した場合において、法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に生じた損害
- ⑥ 商品に欠陥があったことによって生じた損害
- ⑦ 猶予期間を経過してもその債務を履行しない債務者に対して、猶予期間を経過した日の翌日以降に、被保険者が、商品を引き渡したことによって生じた損害
- ⑧ 債務者が第1条（保険金を支払う場合）（2）①から⑤までのいずれかに該当することを被保険者が知ったとき以降に、被保険者が、その債務者に商品を引き渡したことによって生じた損害
- （2）被保険者と債務者との間においてこの保険契約の対象となる取引行為または未回収債権額が保争中である場合、当会社は、その未回収債権額が裁判、仲裁、調停または当事者間の合意によって決定されるまでは、保険金を支払いません。また、延滞利息については、その未回収債権額が決定された時点から第1条の保険事故発生までの部分に限り保険の対象とします。
- (\*1) 保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
- (\*2) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- (\*3) 使用済燃料を含みます。
- (\*4) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条（保険の対象となる債権の範囲）

この保険契約における保険の対象は、被保険者が債務者に保険期間中に引き渡した商品にかかる被保険者の代金債権とします。ただし、主契約で定められた債務の弁済期日が商品を引き渡した日から12か月以内のものに限りです。

第4条（損害の額の決定）

（1）1債務者についての損害の額は、次の算式によって算出される額とします。なお、損害の額には、法律により課せられた消費税を含みます。

$$\text{損害の額} = \text{保険の対象の未回収債権額}(*1) + \text{延滞利息}(*2) - \text{反対債務および担保、保証等による回収額}$$

（2）（1）に規定する「反対債務および担保、保証等による回収額」は、下表の①から③までに掲げる金額の合計額とします。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 反対債務の額      | 次の算式によって算出される額<br>$\frac{\text{被保険者が債務者に対して負う債務の額} \times \frac{\text{保険の対象の未回収債権額}(*1)}{\text{被保険者が債務者に対して有する債権総額}(*3)} + \text{延滞利息}(*2)}$                                                                                                                                                                                            |
| ② 担保、保証による回収額 | 第1条（保険金を支払う場合）の債務の保全のために被保険者が有している担保および保証につき、権利を行使したことによって回収できた金額から、回収のために要した金額を控除した額。<br>なお、その担保および保証がこの保険の対象債権および被保険者の有する他の債権の双方を被担保債権とする場合は、次の算式によって算出される額とします。<br>$\text{担保、保証による回収額} = \frac{\text{被保険者が権利を行使したことによって回収できた金額から、回収のために要した金額を控除した額} \times \frac{\text{保険の対象の未回収債権額}(*1)}{\text{被保険者が有する被担保債権総額}} + \text{延滞利息}(*2)$ |
| ③ その他の回収額     | 未回収債権につき被保険者が債務者以外の第三者から弁済を受けた金額                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

- (\*1) 保険事故発生時において被保険者が債務者に対して有する保険の対象の未回収債権額をいいます。ただし、その未回収債権額を減少できる金額を控除します。未回収債権額を減少できる金額には、引揚げ商品の再販売による売上額、債務者が受け取るべき割引額ならびに補償額およびその未回収債権額の支払いがなされなかったために被保険者が免れた支出額を含みます。
- (\*2) 保険事故発生日までの延滞利息をいいます。主契約に延滞利息が規定され、延滞利息にかかる債権がこの保険契約により補償される場合に限り、法定利率により算出した延滞利息の金額を限度として、損害の額に含みます。
- (\*3) 保険事故発生時において被保険者が債務者に対して有する債権総額をいい、保険の対象の未回収債権額および延滞利息を含みます。

第5条（保険金の支払額）

（1）当会社が支払う保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。ただし、

1 債務者についての保険金の額は、(2) の額を含め、保険証券に記載された支払限度額を限度とします。

保険金の額 = 損害の額 × 保険証券に記載された縮小率

(2) (1) に規定する保険金のほか、保険契約者または被保険者が、次に掲げる費用を支出したときは、当会社は、その額に保険証券に記載された縮小率を乗じた額を保険金として支払います。

- ① 保険事故発生時に、保険契約者または被保険者が損害の発生および拡大の防止のために支出した費用のうち、必要または有益であったもの
- ② 債務者または第三者から損害の賠償を受けることができる場合、その権利の行使または保全の手続きのために必要な費用
- (3) (1) および (2) の規定にかかわらず、当会社がこの保険契約で支払う保険金の合計額は、保険証券に記載された期間中支払限度額を限度とします。

#### 第6条（保険事故が複数の保険契約にまたがる場合の取扱い）

同一の債務者の保険事故によって被保険者が被った損害が、複数の保険契約(\*1)にまたがる場合、当会社は、次のとおり保険金を支払います。

- (1) それぞれの保険契約(\*1)において、第5条（保険金の支払額）に規定する保険金の額を算出します。
- (2) (1) で算出した保険金の合計額を、それぞれの保険契約(\*1)の支払限度額のうち最大の金額を限度として支払います。

(\*1) 保険期間中に支払限度額を変更した場合は、保険期間のうちその変更日以前または変更日以降の期間をそれぞれ別の保険契約とみなして、保険金の額を算出するものとします。

#### 第7条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

第1条（保険金を支払う場合）の損害を補償する他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額(\*1)の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、この保険契約による支払責任額(\*1)の前記合計額に対する割合によって保険金を支払います。

(\*1) 他の保険契約等がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

## 第2章 基本条項

#### 第8条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後12時に終わりま

す。

- (2) (1) の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第9条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の際、保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は次のいずれかに該当する場合は適用しません。

- ① (2) に規定する事実がなくなった場合
  - ② 当会社が保険契約締結の際、(2) に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(\*1)
  - ③ 保険契約者または被保険者が第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生前に、告知事項につき、訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。ただし、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認します。
  - ④ 当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
  - (4) (2) の規定による解除が第1条の損害が発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
  - (5) (4) の規定は、(2) に規定する告げるべきであった事実に基づかずに発生した第1条の損害については適用しません。
- (\*1) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

#### 第10条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会

社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。

- ① 保険契約者または被保険者の合併、解散、または破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、もしくは特別清算の開始の申立て
  - ② 主契約の内容の変更
  - ③ 保険契約者または被保険者が、被保険者に不利な支払期間の変更または支払いの繰延べを債務者から求められたこと
  - ④ ①から③までのほか、保険金支払に重大な影響をおよぼすような行為または事実
  - ⑤ 告知事項の内容に変更を生じさせる事実
- (2) (1) の事実がある場合は、当会社は、その事実について契約内容変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、当会社が、(2) の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1) の事実が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (1) に規定する手続きを怠った場合は、当会社は、(1) の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が契約内容変更依頼書を受領するまでの間に生じた第1条(保険金を支払う場合)の損害に対しては保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、(1) ⑤に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) (4) の規定は、(1) の事実に基づかずに発生した第1条の損害については適用しません。

#### 第11条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

#### 第12条(関係書類および履行状況に関する調査)

- (1) 当会社は、いつでも主契約に関する書類もしくはその履行状況を調査し、またはこれらについて保険契約者もしくは被保険者に対し必要な説明もしくは証明を求めることができます。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の権利の行使を妨げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2) の規定は、その権利の行使を妨げた事実があった時から1か月を経過した場

合には適用しません。

#### 第13条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

#### 第14条(保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合は、その事実が発生した時からその主契約上の債務者についてこの保険契約は効力を失います。
  - ① 主契約が解除された場合。ただし、第24条(保険事故発生後の義務)の表の④の解除の場合を除きます。
  - ② 保険の対象となる債権が譲渡された場合
- (2) (1) ①の失効の効力は、主契約の解除前に被保険者が債務者に引き渡した商品にかかる被保険者の代金債権には及びません。

#### 第15条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第16条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

#### 第17条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
  - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
  - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること
    - ア. 反社会的勢力(\*1)に該当すると認められること
    - イ. 反社会的勢力(\*1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
    - ウ. 反社会的勢力(\*1)を不当に利用していると認められること

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(\*1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ. その他反社会的勢力(\*1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

(2) 当会社は、被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(\*2)を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の損害の発生した後になされた場合であっても、第18条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までには発生した第1条の損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

(\*1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(\*2) 被保険者が複数である場合はその被保険者にかかる部分とします。

#### 第18条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。その効力は、解除前に被保険者が債務者に引き渡した商品にかかる被保険者の代金債権には及びません。

#### 第19条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務の場合)

(1) 第9条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合(\*1)において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

(2) 第10条(通知義務)(1)の事実が生じた場合(\*2)において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。

(3) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払いを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第10条(1)の事実が生じ

た時より前に発生した第1条(保険金を支払う場合)の損害については除きます。

(\*1) 第9条(2)の規定による解除がなされた場合を除きます。

(\*2) 第10条(2)の規定による解除がなされた場合を除きます。

#### 第20条(保険料の返還—無効または失効の場合)

(1) 第13条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

#### 第21条(保険料の返還—取消しの場合)

第15条(保険契約の取消し)の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

#### 第22条(保険料の返還—解除の場合)

(1) 当会社の責めに帰すべき事由によって保険契約が解除された場合もしくは第10条(通知義務)(2)の規定によって当会社が保険契約を解除した場合または保険契約者が当会社の承認を得てこの保険契約を解除する場合であっても、この保険契約と同種の保険契約を引き続き当会社と締結する場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第16条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

#### 第23条(債務不履行の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、第1条(保険金を支払う場合)の債務不履行があったときは、債務者に対し遅滞なくその履行を督促するとともに、債務不履行の事実を当会社に通知しなければなりません。

(2) (1)における債務不履行が発生した場合は、被保険者は、当会社の事前の承認を得てまたは当会社の依頼に基づき、損害を防止または軽減するための必要な行為をしなければなりません。

(3) 保険契約者または被保険者は、債務者が、第1条の債務を履行しないまま履行見込通知期間を経過してもその債務を履行しない場合は、その債務の履行見込につき当会社に通知しなければなりません。

(4) 被保険者が正当な理由がなく(1)から(3)までのいずれかに違反した場合は、当会社は、損害を防止または軽減することができたと認められる額を差し引いて保険金を

支払います。

#### 第 24 条（保険事故発生後の義務）

保険事故が発生したときは、保険契約者または被保険者は、下表の「事故発生後の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの義務を履行しなかった場合は、下表の「違反の場合の取扱い」のとおりとします。

| 事故発生後の義務                                                                  | 違反の場合の取扱い                                           |
|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| ① 遅滞なく当会社に保険事故の発生を通知するとともに、当会社が説明または証明を求めた事項について、速やかにかつ誠実にその説明または証明をすること。 | すべての損害額について、保険金を支払いません。                             |
| ② 事故発生の事実または損害額を確認するために当会社が被保険者の帳簿その他の書類について行う調査に協力すること。                  |                                                     |
| ③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。                                                    | 損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。        |
| ④ 保険事故が発生した債務者との間の主契約を解除し、当該債務者に対する商品の引渡しを停止すること。                         |                                                     |
| ⑤ 債務者またはその保証人等の第三者から損害賠償を受けることができる場合において、その権利の行使または保全について必要な手続きを行うこと。     | 権利の行使または保全によって損害賠償を受けることができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。 |
| ⑥ 債務者と示談を行う場合において、事前に当会社の書面による承認を得ること。                                    | 当会社が保険金を支払う責めのないものと認められる額を差し引いて保険金を支払います。           |
| ⑦ 他の保険契約等の有無および内容について、遅滞なく当会社に通知すること。                                     | 当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。                         |

#### 第 25 条（保険金の請求）

（１）当会社に対する保険金請求権は、第 1 条（保険金を支払う場合）の損害が発生した時

から発生し、これを行行使することができるものとします。

（２）被保険者が保険金の支払いを請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 保険事故の発生を確認できる書類

③ 主契約の内容が確認できる書類

④ 第 4 条（損害の額の決定）に規定する損害の額を証明する書類

⑤ その他当会社が第 29 条（保険金の支払時期）（１）に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

（３）当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（２）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（４）当会社は、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（２）および（３）の規定に違反した場合、または（２）および（３）の書類に故意に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第 26 条（担保権の行使）

被保険者が保険金を請求しようとするときは、第 25 条（保険金の請求）の手続きをする以前に被保険者が債務者から第 1 条（保険金を支払う場合）の債務の保全のために有している担保および保証につき、被保険者の権利を行行使し損害の回復に努めなければなりません。

#### 第 27 条（権利の譲渡）

（１）被保険者は、保険金の支払いを受けようとするときは、主契約に基づく被保険者の権利を害さない範囲内において、被保険者が債務者およびその保証人に対して有する一切の権利を当会社に譲渡するとともに、その債権の譲渡につき債務者およびその保証人の承諾の取付けまたは債務者およびその保証人への通知を行わなければなりません。

（２）被保険者は、保険金の支払いを受けるときに、（１）の権利を保全または行使するために必要な一切の書類を当会社に交付しなければなりません。また、保険金の支払いを受けた後においても、当会社が必要と認めた書類の交付を求めたときは、これに応じるものとします。

（３）被保険者は、当会社の保険金支払に重大な影響をおよぼすような行為または事実が発生した場合において、当会社より、当会社が（１）の権利の保全について必要な措置をとるべきことを求められたときは、これに応じなければなりません。

（４）当社は、被保険者が正当な理由がなく（１）から（３）までの規定に違反したときは、その違反によって当社が取得できなかったと認められる金額を、被保険者に対して支払うべき保険金から控除することができるものとします。

第 28 条（権利の譲渡後の回収）

当社が第 27 条（権利の譲渡）に基づく債権譲渡を受けた後に被保険者がその負担額および金利ならびに延滞利息の合計金額を超えて回収できる見込みのある場合は、被保険者は、速やかに当社に通知しなければなりません。

第 29 条（保険金の支払時期）

- （１）当社は、請求完了日(\*1)からその日を含めて 30 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （２）（１）の確認をするため、下表の「特別な照会または調査」に掲げる照会または調査が不可欠な場合には、（１）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(\*1)からその日を含めて下表の「日数」(\*2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

| 特別な照会または調査                                                      | 日数(*2) |
|-----------------------------------------------------------------|--------|
| ①（１）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(*3)         | 180 日  |
| ②（１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会                          | 90 日   |
| ③ 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における（１）①から⑤までの事項の確認のための調査 | 60 日   |
| ④（１）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うため                                   | 180 日  |

| の代替的な手段がない場合の日本国外における調査                                                                              |       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ⑤ 保険の対象となる債務等の内容もしくは損害発生事由が特殊である場合または債務者にかかる複数の債務が不履行となる場合において、（１）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 | 180 日 |

- （３）（２）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、（２）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、（２）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- （４）（１）から（３）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(\*4)は、これにより確認が遅延した期間については、（１）から（３）までの期間に算入しないものとします。
- (\*1) 被保険者が第25条（保険金の請求）（２）の手続きを完了した日をいいます。
- (\*2) 複数の該当する場合は、そのうち最長の日数をいいます。
- (\*3) 弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (\*4) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第 30 条（保険金請求権の譲渡等）

保険契約者または被保険者は、当社の書面による承諾なしにこの保険契約にかかる保険金請求権について、譲渡または質権もしくは譲渡担保権の設定を行うことはできません。

第 31 条（時効）

保険金請求権は、第 25 条（保険金の請求）（１）に定める時の翌日から起算して 3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 32 条（保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い）

- （１）この保険契約について、保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合は、当社は、代表者 1 名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- （２）（１）の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者または被保険者の中の 1 名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有します。
- （３）保険契約者または被保険者が 2 名以上である場合は、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約条項に関する義務を負います。

特 約 条 項

第 33 条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟は、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第 34 条（準拠法）

この約款に規定のない事項は、日本国の法令に準拠します。

以下に印刷されている特約条項については、保険証券面上の特約条項欄に特約名称が表示されている場合に適用されます。

保険料に関する規定の変更特約条項

第 1 節 用語の定義

第 1 条（用語の定義）

この特約条項において、用語の定義は、下表のとおりです。

| 用語    | 定義                                                                                                                                                                                                             |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 既経過期間 | 保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日まで、既に経過した期間のことをいいます。                                                                                                                                                                 |
| 初回保険料 | 保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。                                                                                                                                                       |
| 書面等   | 書面または当会社の定める通信方法をいいます。                                                                                                                                                                                         |
| 追加保険料 | 契約内容変更時等に当社が追加して請求する保険料をいいます。                                                                                                                                                                                  |
| 保険年度  | 初年度については、保険期間が 1 年以上の場合には保険期間の初日からその日を含めて 1 年間とし、保険期間が 1 年未満の場合には保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ 1 年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが 1 年未満の場合には保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合には、保険証券の記載によります。 |
| 未経過期間 | 保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。                                                                                                                                                                           |

第 2 節 保険料の払込み

第 1 条（保険料の払込方法等）

（１）保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結の際に定めた回数および金額に従い、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合には、初回保険料は、この保険契約の締結と同時に払い込まなければなりません。

別表 短期料率表

| 既経過期間   | 短期料率 |
|---------|------|
| 7 日まで   | 10%  |
| 15 日まで  | 15%  |
| 1 か月まで  | 25%  |
| 2 か月まで  | 35%  |
| 3 か月まで  | 45%  |
| 4 か月まで  | 55%  |
| 5 か月まで  | 65%  |
| 6 か月まで  | 70%  |
| 7 か月まで  | 75%  |
| 8 か月まで  | 80%  |
| 9 か月まで  | 85%  |
| 10 か月まで | 90%  |
| 11 か月まで | 95%  |
| 12 か月まで | 100% |

(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約条項（以下「適用約款」といいます。）に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末

(3) 次のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

- ① 保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
- ② 保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 次のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

- ① 事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
- ② 保険契約者が、初回保険料をその保険料の保険証券記載の払込期日までに払い込むことの確約を行った場合
- ③ 当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4) ②の確約に反して、保険契約者が(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

## 第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

(1) 保険契約の締結の際に、次のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、保険証券記載の払込期日に保険料（追加保険料を含みます。）を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、保険証券記載の払込期日の前日までにその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を指定口座（保険契約者の指定する口座をいいます。以下この条において同様とします。）に預けておかねばなりません。

- ① 指定口座が、提携金融機関（当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。以下同様とします。）に設定されていること。
- ② 当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、保険証券記載の払込期日に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、保険証券記載の初回保険料の払込期日に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まねばなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2) ②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

|                                                                                                  |                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。 | 保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の保険証券記載の払込期日とみなしてこの特約条項の規定を適用します。                                                                                                         |
| ②初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めたとき。                                            | 第1条(2) ②の「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌月末」を「保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して保険証券記載の初回保険料の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。 |

## 第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

(1) 保険契約の締結の際に、次のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料（追加保険料を含みます。）をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

- ① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
- ② 当会社が①の申出を承認する場合

(2) (1) の場合、次の規定の適用においては、当会社が保険料の払込に関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード（当会社の指定するクレジットカードに限りします。以下同様とします。）が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

- ① 第1条（保険料の払込方法等）(1) および同条(2)

② 第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）

（3）当社は、次のいずれかに該当する場合は、（2）の規定は適用しません。

① 当社が、クレジットカード会社からその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してその保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして（2）の規定を適用します。

② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

（4）（3）①の保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

（5）当社がクレジットカード会社から保険証券記載の払込期日に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料（追加保険料を含みます。）については、当社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

#### 第4条（クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、第3条（保険料の払込方法—クレジットカード払方式）（5）の規定に基づき当社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しないときは、保険契約者は当社が定める時以降に請求する保険料（当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。）を当社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

#### 第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

（1）第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当社は、その保険証券記載の払込期日の翌日以降に生じた事故による損害に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末

（2）次のすべてに該当する場合は、当社は、（1）の「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の属する月の翌々月の保険証券記載の払込期日に請求する保険料をあわせて請求

できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険料払込方法が口座振替の方式の場合

② 保険契約者が（1）に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

#### 第3節 保険契約の解除の特則

##### 第1条（保険料不払による保険契約の解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

① 初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）（2）②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。

② 保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）（1）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合

③ 保険料の払込方法が分割払（年払を除きます。以下同様とします。）の場合において、保険証券記載の払込期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（保険証券記載の払込期日の次回の保険証券記載の払込期日をいいます。以下同様とします。）までに、次回払込期日に払い込むべき保険料の払込みがないとき。

④ 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みを怠った場合（同節第1条（1）①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。）。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日（当社が第4節第1条（1）②の通知を受けた場合または同節第1条（1）①もしくは同節第1条（2）の承認をする場合において、当社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。以下同様とします。）が記載されている場合は、この規定を適用しません。

⑤ 追加保険料払込期日を設定した場合において、第4節第1条（4）に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。

⑥ 保険料の払込方法が分割払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条（2）②に規定する期日または同節第5条（1）に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、

故意にその次回に払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるとき。

(2) (1) ⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当社が既に支払った保険金（払込みを怠ったと当社が認めた保険料を払い込むべき保険証券記載の払込期日の前回の保険証券記載の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対して、支払った保険金に限ります。）があるときは、当社はこの保険金相当額の返還を請求することができます。

第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）

(1) 取引信用保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第16条（保険契約者による保険契約の解除）の規定にかかわらず、同条の通知が行われた場合において、当社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。

(2) 普通保険約款第16条の規定による保険契約の解除後に当社が保険料を請求し、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)のいずれかに該当した場合には、当社は、普通保険約款第16条に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第3条（保険契約解除の効力）

普通保険約款第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、第1条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または第2条（保険契約者による保険契約の解除の特則）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

|                     |                                              |
|---------------------|----------------------------------------------|
| ①第1条（1）①の規定による解除の場合 | 保険期間の初日                                      |
| ②第1条（1）②の規定による解除の場合 | 第1条（1）②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日 |
| ③第1条（1）③の規定による解除の場合 | 第1条（1）③に規定する次回払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日         |
| ④第1条（1）④の規定による解除の場合 | 第4節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った日     |
| ⑤第1条（1）⑤の規定による解除の場合 | 第4節第1条（4）に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日           |

|                     |                                        |
|---------------------|----------------------------------------|
| ⑥第1条（1）⑥の規定による解除の場合 | 第1条（1）⑥に規定する期日の前月の保険証券記載の払込期日          |
| ⑦第2条（2）の規定による解除の場合  | 普通保険約款第16条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により解除した日 |

第4節 保険料の返還、追加または変更

第1条（保険料の返還、追加または変更）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

① 普通保険約款第9条（告知義務）(3)③の承認をする場合

② 普通保険約款第10条（通知義務）(1)の通知を受けた場合

③ 包括契約に関する特約条項第4条（保険期間中の支払限度額の減額）(1)の減額をした場合

(2) 当社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当社に書面等により通知した保険契約の条件の変更を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

(3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

|                                                                                                                        |                                                                                                                                                        |                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| ①保険料払込方法が一時払の場合                                                                                                        | 保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当社が算出した、未経過期間に対する保険料（(1)②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第10条（1）に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）を返還し、または追加保険料を請求します。 |                                  |
| ②保険料払込方法が一時払以外の場合（保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、この規定により変更すべき保険料がないときまたは保険期間を延長し、もしくは短 | 下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料（(1)②の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、普通保険約款第10条（1）に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。）に変更します。ただし、当社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。      |                                  |
|                                                                                                                        | ア. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がある場合                                                                                                                             | 当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料 |

|                            |                           |                          |
|----------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 縮するときは、①に規定する方法により取り扱います。） | イ．保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合 | 当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料 |
|----------------------------|---------------------------|--------------------------|

(4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合((1)①または②の場合は、当社が保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。)は、追加保険料領収前に生じた事故(当社が(1)②の通知を受けた場合、または(1)①もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加が生じた日または当社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。)による損害に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日の属する月の翌月末

- ① (1)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません((1)①または②の場合は、第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)(1)④の規定により解除できるときに限ります。)。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、保険金の返還を請求することができます。
- ② (2)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。
- (5) 保険契約の失効の場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- (6) 次のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1に規定する保険料を返還します。
- ① 普通保険約款第9条(2)
- ② 普通保険約款第10条(2)
- ③ 普通保険約款第17条(重大事由による解除)(1)または(2)
- ④ 第3節第1条(1)
- ⑤ 第3節第2条(保険契約者による保険契約の解除の特則)(2)
- (7) 普通保険約款第16条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。ただし、保険料の精算に関する適用約款の規定が適用される場合は、その規定に基づいて保険料を精算します。

第2条(追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則)

(1) 次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日に追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、追加保険料を第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)に規定する期日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。

① 第2節第2条(保険料の払込方法―口座振替方式)

② 第1条(3)

(2) 次のすべてに該当する場合は、当社は、第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の「追加保険料払込期日の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末」に読み替えてこの特約条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して追加保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

(3) 当社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日とみなして下表の規定を適用します。

① 保険契約者が追加保険料払込期日までの追加保険料の払込みを怠った場合

② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

|                                             |
|---------------------------------------------|
| ア．第3節第1条(保険料不払による保険契約の解除)                   |
| イ．普通保険約款第18条(保険契約解除の効力)および第3節第3条(保険契約解除の効力) |
| ウ．第2条(追加保険料の払込み等―口座振替方式の場合の特則)(1)および(2)     |
| エ．第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)           |

(4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に指定口座(この保険契約の保険料に関して、当社が提携金融機関に対して口座振替請求を行う口座をいいます。)に振り込むことによって行うことができるものとします。

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

第3条(追加保険料の払込み等クレジットカード払方式の場合の特則)

(1) 次の規定に基づき当社が請求した追加保険料について、第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）の規定の適用においては、当社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカードが有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

① 第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

② 第1条（3）

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は（1）の規定を適用しません。

① 当社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして（1）の規定を適用します。

② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

(3) (2) ①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当社が保険料を返還するときは、当社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当社の定める回数に分割し、当社の定める日に次のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

① 保険契約者の指定する口座への振込み

② クレジットカード会社経由の返還

(5) (4) の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

#### 第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(1) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、次のすべてに該当するときは、当社は、同条（4）の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害に対して保険金を支払います。

① 事故の発生の日が、追加保険料払込期日以前であること。

② 事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2) (1) の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、（1）に規定する「(事故の発生の日の前日までに到来した保険証券記載の払込期日までに払い込

むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）（4）②に規定する確約を行い、かつ、当社が承認した場合は、当社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害に対して保険金を支払います。

(3) 当社が第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日を設定した場合において、保険契約者が同条（4）に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、その払込期日の翌日以降に発生した事故による損害に対しては、次の規定に従います。

① 追加保険料が、第1条（1）および（3）の規定により請求したものである場合は、当社は、保険金を支払いません。

② 追加保険料が、第1条（2）および（3）の規定により請求したものである場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、適用約款に従い、保険金を支払います。

(4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）（3）②の規定に基づき、当社が保険料を変更した場合、（1）から（3）までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）（4）ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、次の①から③までに規定する日時の確認に関して、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当社が行う確認に協力しなければなりません。

① 普通保険約款第9条（告知義務）（3）③に規定する訂正の申出が行われた日時

② 普通保険約款第10条（通知義務）（1）または第1条（2）に規定する通知が行われた日時

③ 事故の発生の日時

#### 第5条（精算保険料に関する特則）

保険料の精算に関する適用約款の規定により当社が請求または返還する保険料については、第2節および第1条（保険料の返還、追加または変更）（2）の規定を適用しません。

#### 第5節 その他事項

##### 第1条（適用約款との関係）

(1) この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款の次の規定を適用しません。

① 第19条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務の場合）

② 第 20 条（保険料の返還—無効または失効の場合）（2）

③ 第 22 条（保険料の返還—解除の場合）

（2）この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、適用約款の規定を適用します。

付表 1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

| 保険期間  | 払込方法      | 返還保険料の額                                                                                                                                                                                               |
|-------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 年   | 一時払、一時払以外 | （1）保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。）<br>（2）未払込保険料（未経過期間に対応する保険料を含みます。以下同様とします。）がある場合は、（1）の額からその未払込保険料を差し引いた額 |
| 1 年未満 | 一時払、一時払以外 | 保険期間が 1 年の場合の算出方法に準じて算出した額                                                                                                                                                                            |

付表 2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

| 保険期間 | 払込方法  | 返還保険料の額                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 年  | 一時払   | （1）保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1）<br>（2）（1）にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新（保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。以下同様とします。）を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1）<br>（3）未払込保険料がある場合は、（1）または（2）の額からその未払込保険料を差し引いた額 |
|      | 一時払以外 | （1）保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1）                                                                                                                                                                                                                                            |

|       |       |                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |       | （2）（1）にかかわらず、契約条件の変更に伴い当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1）<br>（3）未払込保険料がある場合は、（1）または（2）の額からその未払込保険料を差し引いた額                                                                                       |
| 1 年未満 | 一時払   | 保険期間が 1 年の場合の算出方法に準じて算出した額                                                                                                                                                                                                                                  |
|       | 一時払以外 | （1）保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して普通保険約款別表の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1）<br>（2）（1）にかかわらず、契約条件の変更に伴い、当会社の申出に応じて保険契約者が中途更新を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額（*1）<br>（3）未払込保険料がある場合は、（1）または（2）の額からその未払込保険料を差し引いた額 |

（\*1） 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

（注 1） 経過年月について、1 か月未満の端日数は切り上げて 1 か月とします。

（注 2） 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

## 保険料支払手段に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、当社が指定する電子的な決済手段(\*1)により、この保険契約の保険料(\*2)を払い込む場合に適用されます。ただし、当社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限りです。

(\*1) 以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。

(\*2) 追加保険料(\*3)を含みます。以下この特約において同様とします。

(\*3) 契約内容変更時等に当社が追加して請求する保険料をいいます。

### 第2条（保険料領収の時点）

当社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続きを行い、保険料相当額の決済手続きを完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

### 第3条（保険料の返還）

当社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

### 第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

## 包括契約に関する特約条項

### 第1条（保険の対象の範囲）

（1）保険契約者は、取引信用保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条（保険の対象となる債権の範囲）に規定する代金債権のうち、被保険者と債務者との間の国内商取引に基づくものすべてをこの保険契約の保険の対象とします。ただし、保険証券に保険の対象に関する条件が記載されている場合は、その条件に該当するものに限ります。

（2）（1）の条件を満たす債務者であっても、別表に掲げる「保険金支払の対象外となる債務者」に記載されている条件に合致する債務者に対する代金債権は、保険の対象には含まれません。ただし、当社が審査を行った結果、保険証券記載の支払限度額を決定した債務者に対しては、この規定は適用しません。

（3）保険契約者または被保険者は、保険の対象としている債務者が新たに別表に掲げる「保険金支払の対象外となる債務者」に記載されている条件に合致するおそれがあることを知った場合は、速やかに当社に通知しなければなりません。当社は通知受領後、速やかにその債務者につき審査を行い、保険の対象とすることの可否を決定し、保険契約者に通知します。

### 第2条（支払限度額の決定）

当社は、保険契約者または被保険者の申込みに基づき、各債務者について審査を行い、債務者ごとの支払限度額を決定します。

### 第3条（保険期間中の支払限度額の増額）

（1）保険契約者または被保険者は、保険期間中に第1条（保険の対象の範囲）（1）の条件を満たす債務者が新たに生じる場合は、速やかに当社に対し、その債務者に対する支払限度額の設定を申し込まなければなりません。当社は申込受領後、速やかにその債務者につき審査を行い、その支払限度額を決定し、保険契約者に通知します。

（2）保険契約者または被保険者は、保険期間中に債務者ごとの支払限度額の増額を申し込むことができます。当社は申込受領後、速やかにその債務者につき審査を行い、増額の可否を決定し、保険契約者に通知します。

### 第4条（保険期間中の支払限度額の減額）

（1）当社は、その負担する危険が増大したと認めた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、債務者ごとの支払限度額を減額(\*1)することができます。その減額の効力は、書面記載の通知日を起算日として90日を経過した日の翌日以降に生じるものと

します。

(2) 保険契約者または被保険者は、次の①または②に該当する場合に限り、債務者ごとの支払限度額の減額(\*1)を申し込むことができます。当会社は申込受領後、速やかにその債務者の減額の可否を決定し、保険契約者に通知します。

① その債務者の被合併により主契約が解除され、存続会社との主契約が締結されないとき

② ①に該当しない場合において、当会社が承認したとき

(\*1) 支払限度額を0円とする場合を含みます。

#### 第5条（保険金支払後の債務者）

(1) 当会社が保険金を支払った債務者は、その保険金支払いの原因となった事故の発生日をもって、この保険契約で対象とする債務者から削除されたものとします。

(2) 当会社は、(1)の債務者にかかる保険料は返還しません。

#### 第6条（保険契約の終了）

(1) 当会社がこの保険契約で支払った保険金の合計額(\*1)が、保険証券記載の期間中支払限度額に達した場合は、保険証券記載の期間中支払限度額に達することとなった事故の発生日をもって、この保険契約は終了します。ただし、終了日から保険証券記載の期間中支払限度額に達することとなった保険金の支払日までに当会社が支払った他の保険金がある場合は、その保険金にかかる代金債権が終了日以前に発生したものとみなします。

(2) 当会社は、(1)により保険契約が終了する場合は、保険料を返還しません。

(\*1) 保険金を支払った後に当会社が保険契約者または被保険者から戻入れを受けた額および債務者または第三者（保証人を含みます。）から弁済を受けた額を控除しません。

#### 第7条（守秘義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、当会社が提供した債務者の信用状況に関する情報については、厳重に秘密として保持するものとし、当会社の承諾なしにその情報を第三者（債務者を含みます。）に漏えい、開示または使用させてはなりません。

(2) 当会社は、保険契約者または被保険者から開示された債務者の信用状況に関する情報については、保険引受の審査および保険契約の履行のために必要と認められる範囲内で弁護士、会計士、税理士または再保険引受会社等に開示する場合を除き、保険契約者または被保険者の承諾なしにその情報を第三者に漏えい、開示または使用しないものとします。

(3) 保険契約者、被保険者または当会社は、自己の責に帰す事由により(1)または(2)の規定に違反した場合は、これに直接起因してその相手方に生じた損害を賠償するもの

とします。

#### 第8条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表 保険金支払の対象外となる債務者

| 分類 |                    | 対象組織・機関         | 具体的な対象範囲                                                             |
|----|--------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------|
| ①  | 海外の取引先             | 海外の組織・機関等       | 海外に籍を置く企業（日本企業の海外現地法人を含みます。）                                         |
| ②  | 個人の取引先             | 個人              | 個人事業主に該当しない個人                                                        |
| ③  | 政府機関               | 府省等             | 府省、庁、会議・審議会等、委員会、施設等機関、特別の機関等                                        |
| ④  | 政府機関に準ずる組織・機関      | 特殊法人            | 特別の法律により設立された事業団、公庫、金庫、特殊銀行、特殊会社等                                    |
|    |                    | 独立行政法人          | 特別の法律に基づいて設立された独立行政法人（国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本司法支援センターを含みます。）            |
| ⑤  | 地方の行政機関に準ずる組織・機関等  | 普通地方公共団体        | 都道府県および市町村、保健所・警察署その他の行政機関、行政委員会、これらの附属機関、公立学校、地域自治区、その他公の施設等        |
|    |                    | 特別地方公共団体        | 特別区、地方公共団体の組合、財産区、地方開発事業団                                            |
| ⑥  | 地方の行政機関に準ずる組織・機関等  | 地方公営企業          | 地方公共団体が経営する企業で、水道、電気、ガス、交通、病院の各事業を実施する企業                             |
|    |                    | 地方公社            | 地方公共団体が特別の法律に基づいて設立した土地開発公社、住宅供給公社、道路公社                              |
|    |                    | 地方独立行政法人        | 地方公共団体が地方独立行政法人法に基づいて設立した地方独立行政法人                                    |
| ⑦  | ③から⑥までに準ずる公的組織・機関等 | ③から⑥までに準ずる法人    | ③から⑥までが出資する法人で出資割合が50%を超える法人、③から⑥までが出資する法人で③から⑥までの合計出資割合が50%を超える法人   |
| ⑧  | 連結対象企業             | 連結対象親会社・連結対象子会社 | 被保険者と同一の連結財務諸表の対象となる企業                                               |
| ⑨  | 連結対象企業             | 連結対象外の関連会社      | 被保険者の連結財務諸表の対象外であるが、被保険者が役員派遣、出資等を行っており、経営への影響力があると当社が推定し、対象外と指定した企業 |
|    |                    | 親会社の連結対象子会社     | 被保険者の親会社と同一の連結財務諸表の対象となる企業                                           |

|   |        |              |                |                                                                            |
|---|--------|--------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------|
| ⑩ | に準ずる企業 | グループ企業に準ずる企業 | 親会社の連結対象外の関連会社 | 被保険者の親会社の連結財務諸表の対象外であるが、親会社が役員派遣、出資等を行っており、経営への影響力があると当社が推定し、対象外と指定した企業    |
|   |        |              | グループ企業の関連会社    | 被保険者の親会社の連結財務諸表の対象外であるが、グループ企業が役員派遣、出資等を行っており、経営への影響力があると当社が推定し、対象外と指定した企業 |
|   |        |              | 支援中の企業         | 被保険者、親会社、グループ企業またはこれらの関連会社が、何らかの方法で支援を行っていると当社が推定し、対象外と指定した企業              |